

(目的)

第1条 この条例は、おい町環境基本条例(平成22年おい町条例第13号。以下「基本条例」という。)第3条に定める基本理念に基づき、生活環境の適正な保全及び公害の未然防止のために必要な規制の措置等を定めることにより、町民の健康及び快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 基本条例第2条第1号に定める自然環境をいう。
- (2) 生活環境 基本条例第2条第2号に定める生活環境をいう。
- (3) 町民等 基本条例第2条第3号に定める町民等をいう。
- (4) 事業者 基本条例第2条第4号に定める事業者をいう。
- (5) 公害 基本条例第2条第5号に定める公害をいう。
- (6) 工場等 工場、事業所又は作業場、宿舍若しくはその他の施設で公害を発生するおそれのあるものをいう。
- (7) 開発行為 用地造成等、土木工事により土地の区画形質の変更を伴う新たな事業行為をいう。
- (8) 規制基準 工場等において排出し、又は発生する汚水等についての濃度又は程度の許容限度に関する基準をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、町が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、その管理に係る公害の発生源、発生原因及び発生状況の常時監視に努めるとともに、町長の求めに応じ必要な報告をしなければならない。
- 3 事業者は、工場若しくは事業場を設置し、又は開発行為をしようとするときは、良好な自然環境及び生活環境の保全を図らなければならない。
- 4 事業者は、その所有又は管理に属する土地等について清潔の保持、緑化の推進その他適正な管理を行うことにより、地域の環境保全に努めなければならない。
- 5 事業者は、環境を保全するための技術の研究開発に努めなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、あらゆる施策を通じて自然環境及び生活環境を適正に保全し、町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に努めるものとする。

- 2 町は、公害の発生源、発生原因、発生状況その他環境に関する事項について、監視、調査及び研究を行うとともに、公害に係る苦情について、適切な処理に努めなければならない。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、環境の保全に常に努めるとともに、その所有又は管理に属する土地等について、清潔の保持その他適正な管理を行うことにより、公害の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

- 2 町民等は、地域の環境の状況を常に監視するとともに、町が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地取得等の届出)

第6条 規則で定める土地の取得をしようとする者は、あらかじめ規則に定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- 2 規則で定める開発行為をしようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(工場等の設置の届出)

第7条 工場等を設置しようとする者は、設置の工事の開始日の60日前までに、規則で定めるところにより公害防止計画を策定し、町長に届け出なければならない。

(経過措置)

第8条 一の工場又は事業場が工場等となった際、現に当該工場又は当該事業場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該工場又は当該事業場が当該工場等となった日から60日以内に、規則で定めるところにより公害防止計画を策定し、町長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第9条 前3条の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の60日前までに、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第10条 町長は、第6条第2項、第7条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が、環境保全上、著しい支障があると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し計画の変更を勧告することができる。

(承継)

第11条 第7条又は第8条の規定による届出をした者から、その届出に係る工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工事等に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2 第7条又は第8条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3 前2項の規定により第7条又は第8条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(工場等の廃止の届出)

第12条 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る工場等を廃止したときは、その廃止の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(規制基準の設定)

第13条 規制基準は、規則で定める。

(改善勧告)

第14条 町長は、工場等において規制基準に適合しない汚水等により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該汚水等を排出し、又は発生させる者に対し、公害を防止するため期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(処置命令)

第15条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に係る処置をとらないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命令することができる。

(事故発生の届出)

第16条 工場等を設置している者は、事故により当該工場等から公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。
2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(環境保全協定の締結)

第17条 第6条第1項の土地取得又は同条第2項の開発行為をしようとする者は、町から環境保全協定の締結について申出を受けたときは、その申出に応じなければならない。
2 工場等を設置し、又は設置しようとする者は、町から環境保全協定の締結について申出を受けたときは、その申出に応じなければならない。
3 事業者は、前2項の協定を締結したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(報告及び立入検査)

- 第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等を設置している者に対し、施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、工場等に立ち入り、施設その他の物件を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

- 第19条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名及び住所並びにその事実を公表することができるものとする。
- (1) 第10条の規定による計画変更勧告に従わない者
 - (2) 第14条の規定による改善勧告に従わない者
 - (3) 第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (4) 第17条の規定による環境保全協定を締結しない者

(委任)

- 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第21条 第15条の規定による命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第6条第2項の規定に違反して、同条の届出をしないで開発行為をした者、又は同項の届出にあたり、虚偽の届出をした者
 - (2) 第7条の規定に違反して、同条の届出をしないで工場等の設置をした者、又は同条の届出にあたり、虚偽の届出をした者
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第9条の規定に違反して、同条の変更の届出をしないで、第6条から第8条までによる届出事項の変更に係る工事をした者、又は第9条による届出にあたり、虚偽の届出をした者
 - (3) 第18条第1項の規定に違反して、同項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をし、若しくは同項による立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

- 第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大飯町環境保全条例(昭和48年大飯町条例第314号)又は名田庄村環境保全条例(平成15年名田庄村条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月30日条例第15号)

- この条例は、平成22年9月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、平成23年3月1日から施行する。